

おらっっちゃ創生支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則(昭和44年氷見市規則第12号(以下、規則という。))第22条の規定に基づき、おらっっちゃ創生支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、豊かで住みよい個性あるふるさとづくりを推進するため、自治会及び各種団体等が、それぞれの立場で自主的・主体的に企画立案する「おらっっちゃ創生」事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内の自治会や各種団体等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、第2期氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略における3つの基本目標、「Ⅰ(住みたい街)いのちと暮らしを守る」、「Ⅱ(働きたい街)働く場所の創出で元気な氷見市へ」、「Ⅲ(育てたい街)ストップ・ザ・少子化」、を実現するためのおらっっちゃ創生の促進につながる事業とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 社会に対して新しい価値を提供する事業(価値提供型事業)

(2) 上記事業のうち、小規模で試験的に実施する事業(価値提供型事業 チャレンジ枠)

(3) 地域課題などを解決するための事業(課題解決型事業)

(4) 地域資源を活用した地域の活性化につながる事業(地域魅力アップ事業)

(5) 地域づくり協議会が定めた地域づくり計画に基づいた事業(小規模多機能のまちづくり事業)

2 補助事業については、同一年度内において、同一自治会及び各種団体等に対して一事業とする。

3 価値提供型事業及び課題解決型事業については、同一事業において、最長3年間に限り補助対象とする。ただし、価値提供型事業チャレンジ枠については同一事業において1回限りの補助対象とする。

4 本制度以外の制度等による補助等又は委託等の資金を受けるものは補助事業としない。

(補助金額及び補助対象経費)

第5条 補助金額は別表1のとおりとし、補助金の交付対象となる経費は別に定める。なお、補助金額に千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金申請書等の様式)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書(様式第1号)に添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業計画に関する図面及び見積書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付基準）

第7条 補助金の交付決定に係る基準は、別表2のとおりとする。

（選定委員会の設置）

第8条 補助金の申請の審査及び選定を行うために、おらっちゃ創生支援事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会の組織及び運営等については、市長が別に定める。

3 補助事業のうち、第4条第1項第2号及び第5号に掲げる事業については、選定委員会による選定を行わないものとする。

（交付決定額の変更）

第9条 規則第6条の規定による通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定額の変更をしようとするときは、あらかじめおらっちゃ創生支援事業費補助金変更交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定の変更を行い、おらっちゃ創生支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（事業計画等の変更）

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた金額を変更せず、補助事業の内容、補助対象経費の区分の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめおらっちゃ創生支援事業費補助金事業内容等変更申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、おらっちゃ創生支援事業費補助金事業内容等変更承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者が補助事業を中止し、又は廃止する場合においておらっちゃ創生支援事業費補助金事業中止（廃止）申請書（様式第8号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業の中止又は廃止を承認し、おらっちゃ創生支援事業費補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書等の様式）

第12条 規則第12条第1項に規定する補助事業実績報告書（様式第10号）に添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書（様式第 1 1 号）
- (2) 収支決算書（様式第 1 2 号）
- (3) 完成写真又は実施写真
- (4) 補助対象事業に係る請求書及び領収証等の支払証拠書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（細則）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、この要綱の改正前のおらっちゃ創生支援事業補助金交付要綱（平成 2 8 年 4 月 1 日施行）の規定により交付の決定を受けた補助事業の補助金の補助率、補助基準及び補助限度額については、その事業の内容により、なお従前の例による。

様式 目次

様式第1号	おらっちや創生支援事業費補助金交付申請書	・・・ 5
様式第2号	おらっちや創生支援事業費補助金交付申請書（事業計画書）	・・・ 6
様式第3号	おらっちや創生支援事業費補助金交付申請書（収支予算書）	・・・ 8
様式第4号	おらっちや創生支援事業費補助金変更交付申請書	・・・ 9
様式第5号	おらっちや創生支援事業費補助金変更交付決定通知書	・・・10
様式第6号	おらっちや創生支援事業費補助金事業内容等変更申請書	・・・11
様式第7号	おらっちや創生支援事業費補助金事業内容等変更承認通知書	・・・12
様式第8号	おらっちや創生支援事業費補助金事業中止（廃止）申請書	・・・13
様式第9号	おらっちや創生支援事業費補助金事業中止（廃止）承認通知書	・・・14
様式第10号	おらっちや創生支援事業費補助金実績報告書	・・・15
様式第11号	おらっちや創生支援事業費補助金実績報告書（事業報告書）	・・・16
様式第12号	おらっちや創生支援事業費補助金実績報告書（収支決算書）	・・・18

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

氷見市長 殿

申請者
住 所
団体名
代表者の役職及び氏名 (印)

年度おらっちゃ創生支援事業費補助金交付申請書

年度においておらっちゃ創生支援事業を実施したいので、おらっちゃ創生支援事業費補助金 円を交付されるよう氷見市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書（様式第 2 号）
- 2 収支予算書（様式第 3 号）
- 3 事業計画に関する図面、見積書等の参考資料の写し

事業計画書

1 申請事業名	
2 申請補助事業名 (いずれかに○)	①価値提供型、②価値提供型(チャレンジ枠)、③課題解決型、 ④地域魅力アップ事業 ⑤小規模多機能のまちづくり事業
3 該当する総合戦略の 3つの基本目標 (いずれかに○)	<目標Ⅰ いのちと暮らしを守る> <目標Ⅱ 働く場所の創出で元気な氷見市へ> <目標Ⅲ ストップ・ザ・少子化>
4 申請団体活動人数や内容(団体規約を添付すること。) (活動人数) (活動内容)	
5 目的(本事業の目的を社会的背景や社会課題を踏まえて記入してください。)	
6 目標(本事業で達成したい状態、期待される効果等を記入してください。)	
7 事業内容(目標に達成するための事業を具体的に記入してください。)	

8 事業実施スケジュール（6 事業内容に記入された内容について、実施項目ごとに実施時期をご記入ください。）※実施時期は （横線）で表してください。
年 4 月 5 月 6 月 7 月 8 月 9 月 10 月 11 月 12 月 1 月 2 月 3 月

9 事業の成果物（本事業で制作する予定の事業成果物を記入してください。）

10 事業のリスク（本事業で実施する上での想定される障壁を記入してください。）

11 今後の計画（本事業以降の事業計画[目途として3年間]を記入してください。）
(2年目)

(3年目)

収支予算書

【収 入】

（単位：円）

区 分	金 額	内 訳
おらっちゃん創生支援 事業費補助金		
自己資金		
合 計		

【支 出】

（単位：円）

区 分	金 額	内 訳
合 計		

年 月 日

氷見市長

殿

申請者

住 所

団体名

代表者の役職及び氏名

(印)

おらっちゃん創生支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け氷見市指令 第 号 で交付の決定があったおらっちゃん創生支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、おらっちゃん創生支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金の額

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 交付決定額 | 金 | 円 |
| (2) 変更後額 | 金 | 円 |

2 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支計画書（様式第 3 号）
- (3) 事業計画に関する図面、見積書等の参考資料の写し

様式第 5 号（第 9 条関係）
氷見市指令 第 号

おらっちゃん創生支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあったおらっちゃん創生支援事業費補助金については、おらっちゃん創生支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、年 月 日付け氷見市指令 第 号の交付額金 円を金 円に変更して交付する。

年 月 日

氷見市長

年 月 日

氷見市長

殿

申請者

住 所

団体名

代表者の役職及び氏名

(印)

おらっちゃん創生支援事業費補助金事業内容等変更承認申請書

年 月 日付け氷見市指令 第 号 で交付の決定があったおらっちゃん創生支援事業費補助金について、事業内容等下記のとおり変更したいので、おらっちゃん創生支援事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更内容

2 関係書類

(1) 事業計画書（様式第 2 号）

(2) 収支計画書（様式第 3 号）

(3) 事業計画に関する図面、見積書等の参考資料の写し

様式第7号（第10条関係）

氷見市指令 第 号

おらっちゃ創生支援事業費補助金事業内容等変更承認通知書

年 月 日付で変更交付申請のあったおらっちゃ創生支援事業費補助金については、おらっちゃ創生支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、変更を承認する。

年 月 日

氷見市長

年 月 日

氷見市長 殿

申請者
住 所
団体名
代表者の役職及び氏名 (印)

おらっちゃ創生支援事業費補助金事業中止（廃止）申請書

年 月 日付け氷見市指令 第 号 で交付の決定があったおらっちゃ創生支援事業費補助金について、事業を中止（廃止）したいので、おらっちゃ創生支援事業費補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により申請します。

1 事業中止（廃止）理由

2 関係書類

様式第9号（第11条関係）
氷見市指令 第 号

おらっちゃ創生支援事業費補助金事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）申請のあったおらっちゃ創生支援事業費補助金については、おらっちゃ創生支援事業費補助金交付要綱第11第2項の規定により、中止（廃止）を承認する。

年 月 日

氷見市長

年 月 日

氷見市長

殿

申請者

住 所

団体名

代表者の役職及び氏名

(印)

おらっちゃん創生支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け氷見市指令 第 号で交付の決定があったおらっちゃん創生支援事業費補助金について、氷見市補助金等交付規則第 12 条第 1 項の規定により、その実績を報告します。

関係書類

- 1 事業報告書（様式第 11 号）
- 2 収支決算書（様式第 12 号）
- 3 完成写真又は実施写真
- 4 補助対象事業に係る領収証等の支払証拠書類の写し

事業報告書

1 申請事業名	
2 事業内容 (実施した事業とその参加者数 (属性別) を具体的に記入してください。)	
3 事業実施スケジュール (2 事業内容に記入された内容について、実施項目ごとに実施時期をご記入ください。) ※実施時期は (横線) で表してください。 年 4 月 5 月 6 月 7 月 8 月 9 月 10 月 11 月 12 月 1 月 2 月 3 月	
4 事業の成果物 (本事業で制作した事業成果物を記入してください。)	

5 事業で発生したリスク（障壁）及びその対応を記入してください。
6 成果（実施した事業で得た成果を具体的に記入してください。）
7 事業変更（当初の申請から事業を変更した場合、変更内容を記入してください。）
8 課題（事業を実施して発生した課題を記入してください。）
9 今後の取り組み（8 課題を解決する取り組み等を記入してください。）

